

事務連絡
令和5年11月15日

各都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

改正旅館業法の施行に伴う障害者差別解消法に関する相談対応について（依頼）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に関して、日頃からの衛生主管部局との連携につきましては、平素より、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、旅館業法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第330号）等が公布・公表されたことに伴い、別添のとおり、都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛てに通知しましたので、お知らせいたします。

特に、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）により新設される旅館業法（昭和23年法律第138号）第5条第1項第3号及びこれに伴い新設される旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条の6の規定については、障害者差別解消法に関連した規定が含まれることから、旅館業法所管部（局）から貴部（局）に、障害者の宿泊拒否に関する相談が寄せられることが考えられます。また、宿泊施設における障害者差別解消法に関わる相談については、旅館業法にも関わる内容である場合もあります。

このため、貴部（局）におかれては、上記内容を御了知の上、旅館業法所管部（局）からの相談に適切に対応いただくとともに、障害者の宿泊拒否に関する相談が貴部（局）に来た場合には、旅館業法第5条違反等の可能性もあるため、適宜、旅館業法所管部局とも連携して対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、旅館業（旅館業法第2条第1項に規定する旅館業をいう。）の施設から、障害者差別解消法に係る研修の協力依頼があったときは、可能な範囲でご協力をお願いするとともに、貴管内の市町村（特別区含む。）の障害保健福祉主管部（局）に対しても、本事務連絡の周知をお願いいたします。

なお、旅館業法所管部局に対しては、各自治体の旅館業法に係る相談窓口において障害者差別解消法にも関わる相談を受けた場合には、貴部（局）と連携して適切に対応するよう依頼していることを申し添えます。

(参照条文)

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）

第三条の五 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性に鑑み、旅館業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

2 営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

二 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。

三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

四 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。

第七条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第三項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 当該職員が、前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの

と解してはならない。

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四條、第七十五條、第八十二條又は第八十三條の罪
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。）
- 三 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二章に規定する罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者
- 二 第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 第七条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）

第五条の六 法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであつて、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。

- 一 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
- 二 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第八条第一項の不当な差別的取扱いを行つたことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされ

る以上の労力を要することとなるもの